

## 長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、法人が運営する小規模保育施設に対し、保育内容の充実、職員の処遇及び資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する補助については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び長岡京市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年長岡京市条例第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、市内で小規模保育事業を経営設置し、当該保育施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する児童を保育している法人とする。

### (補助金の内容)

第3条 補助金は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 職員処遇改善補助 職員の処遇及び労働条件の改善を目的として交付する。
- (2) 長時間保育補助 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第51号）基準を超えて児童を預かり保育するために要した経費に対し交付する。
- (3) 嘱託医手当補助 委嘱した嘱託医に対して手当を支給した場合に交付する。
- (4) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助 保育士の宿舍を借り上げるために要した経費に対し交付する。
- (5) その他市長が必要と認める経費 その他市長が必要と認めた場合に交付する。

### (補助基準)

第4条 前条の補助金の額は、別に定める。

### (申請の手続)

第5条 第3条に規定する補助を受けようとする法人は、次に掲げる関係書類を添えて、小規模保育施設運営補助金交付申請書（別記様式第1号）を5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 小規模保育施設運営補助金算出表
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 歳入歳出予算書

- (6) 保育施設職員状況調査表
- (7) 年間行事計画表
- (8) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、申請に係る書類によりその適否を審査し、適当と認めたときは、申請者に小規模保育施設運営補助金交付決定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第7条 補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員を施設に立ち入らせ、調査することができる。

(補助金の変更決定)

第8条 市長は、必要に応じて行う実地調査等により、第6条の交付決定に変更すべき内容があると認めたときは、交付すべき補助金等の額を変更し、小規模保育施設運営補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、次に掲げる関係書類を添えて、小規模保育施設運営補助金事業実績報告書（別記様式第5号）を会計年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 精算書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の事業実績報告書を受け付けたときは、報告に係る書類を審査し、その事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小規模保育施設運営補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、小規模保育施設運営補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めた者に対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第6条又は第8条の決定通知書の写しを添付して、小規模保育施設運営補助金概算交付請求書（別記様式第8号その1又は別記様式第8号その2）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消し等)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不正に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 第11条又は第12条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が第10条の規定による確定額を超えたとき又は前条の規定により補助金の交付の取消し等があった場合は、市長は、当該補助事業者に対して、納期限を定めてその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

長岡京市長 様

所在地  
施設名  
法人名  
代表者名

小規模保育施設運営補助金交付申請書

小規模保育施設運営補助金の交付を受けたいので、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 保育施設職員状況調査表
- (6) 年間行事計画表
- (7) 小規模保育施設運営補助金算出表
- (8) その他

別記様式第2号（第5条、第9条関係）

事業計画書  
（事業報告書）

（単位：円）

補助種別	補助対象 事業費	左の財源内訳			備考
		市補助金	運営費	その他	
		（積算明細別紙）			
1	人件費補助				
	職員処遇改善補助				
	長時間保育補助				
	嘱託医手当補助				
2	その他				
合計					

※この様式に掲げる補助種別において項目が不足する場合は、適宜様式を補正してその全てを記載すること。

長岡京市指令 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長 印

小規模保育施設運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、交付の目的以外に使用しないでください。
- (2) 必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (3) 補助事業の内容を変更した場合は、速やかに市長に報告してください。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (5) 請求により概算交付することができます。

長岡京市指令 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長 印

小規模保育施設運営補助金変更決定通知書

年 月 日付長岡京市指令 第 号で交付決定通知した標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更決定をしたので通知します。

記

1 補助金額

変更決定額	金	円
交付決定額	金	円
差 額	金	円

2 補助金内訳

別紙精算書のとおり

3 変更理由

4 補助条件

- (1) 長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第9条の規定に基づき、事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、3月末日までに、市長に実績報告してください。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (3) 補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、その差額を返還させることがあります。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

施設名

法人名

代表者名

年度小規模保育施設運営補助金事業実績報告書

標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 精算書

(3) 収支決算書



別記様式第6号（第10条関係）

長岡京市指令 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長 印

小規模保育施設運営補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付(変更)決定をした標記の補助金について、  
長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付  
額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記様式第7号（第11条関係）

小規模保育施設運営補助金交付請求書

請求額 金 円

交付決定額（a） 金 円

概算交付済額（b） 金 円

未交付額（a - b） 金 円

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第11条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

施設名

法人名

代表者名

年 月 日

長岡京市長 様

所在地  
施設名  
法人名  
代表者名

小規模保育施設運営補助金概算交付請求書（第 四半期分）

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 年間概算交付要望額

(1) 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 概算交付要望額

交付回数	概算交付要望額	備考
第1四半期	円	
第2四半期	円	
第3四半期	円	
第4四半期	円	
合計	円	

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 概算交付の理由書

年 月 日

長岡京市長 様

所在地  
施設名  
法人名  
代表者名

小規模保育施設運営補助金概算交付請求書（第 四半期分）

年 月 日付で変更決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 年間概算交付要望額

(1) 変更決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 概算交付要望額

交付回数	概算交付要望額	備考
第1四半期	円	
第2四半期	円	
第3四半期	円	
第4四半期	円	
合計	円	

3 添付書類

(1) 変更決定通知書の写し

(2) 概算交付の理由書